

エコショップ宣言制度実施要領

第1 目的

廃棄物の発生抑制、循環的利用及び環境保全の促進のためには、製造、流通、販売、購入、消費のすべての段階において環境に配慮することが重要である。

このため、環境に配慮した商品及びサービスの提供に関する取組を行うことを宣言した県内の販売店、飲食店、宿泊施設（以下「販売店等」という。）を県が申請に基づき登録し、消費者に対してそれらの取組を広く周知し利用を促すエコショップ宣言制度を設けることにより、環境負荷の少ないライフスタイル及びビジネススタイルを確立し、もって循環型社会の形成に寄与することを目的とする。

第2 登録の種別

本制度により登録できる販売店等は、次の区分による。

- (1) エコショップ （販売店）
- (2) エコレストラン （飲食店）
- (3) エコホテル （宿泊施設）

第3 登録の基準等

- (1) 登録の基準

別表1の取組基本項目のうち実施を宣言した項目数が、登録の種別ごとに次に定める数以上であること。

登録種別	項目数
エコショップ	5
エコレストラン	3
エコホテル	3

第4 登録の手続

- (1) 登録しようとする販売店等は、ウェブサイト、くらしのごみ削減ナビ「Rのあるくらし」にある「エコショップ宣言制度」のページから必要事項を入力することにより、県に申請するものとする。
- (2) 所在地の異なる店舗を2以上有する販売店等にあつては、店舗ごとに又は複数店舗をまとめて申請することができる。
- (3) 県は、申請の内容が登録の基準を満たしていると認めるときは、「エコショップ宣言登録店」として登録し、申請者に登録証及び登録ステッカーを交付する。

第5 登録の変更と更新

- (1) 登録内容を変更しようとするときは、第4(1)の規定を準用する。

第6 登録の取消し

- (1) 県は、エコショップ宣言登録店（以下「登録店」という。）が次のいずれかに該当するときは、登録を取り消すことができる。
 - ア 登録店から登録の取消しの申出があったとき
 - イ 登録店の廃業が確認されたとき

- ウ 登録店が登録内容に沿った取組を実施していないと認められるとき
 - エ その他登録店として適当でないとして認められるとき
- (2) 登録店は、登録の取消しを受けたときは、登録証及び登録ステッカーを返納しなければならない。

第7 ロゴマーク等の使用

登録店は、「エコショップ宣言」の字句やロゴマークを使用して広告を行うことができる。ただし、販売する商品や包装に付してはならない。

第8 登録店の責務

- (1) 登録店は、登録証及び登録ステッカーを、人目につく場所に掲示するよう努めるものとする。
- (2) 登録店は、登録期間中、自ら宣言した取組を実施することに努めるものとする。
- (3) 登録店は、年間の取組状況について、指定された期限までに活動内容を県に報告するとともに、取組結果について自己評価を行い、以後の取組に反映するものとする。
- (4) 登録店は、登録内容に変更が生じた場合は、速やかに第5により変更するものとする。

第9 県の取組

- (1) 県は、登録店の取組を広く県民に周知し、県民による登録店の積極的な利用を促すことにより、登録店の取組を支援するものとする。
- (2) 県は、登録店から環境に配慮した取組について助言等を求められたときは、これに応じるものとする。
- (3) 県は、登録店による環境に配慮した取組が維持され、又は増進されるよう、適切な情報の提供を行うものとする。

第10 補 則

この要領に定めるもののほか、この要領の実施に関し必要な事項は別に定める。

附 則

- 1 この要領は、平成22年12月28日から施行する。
- 2 平成22年12月31日までに登録した登録店の有効期限は、第3(2)の規定にかかわらず、平成23年12月31日までとする。
- 3 この要領は、平成30年3月14日から施行する。
- 4 この要領は、令和7年3月7日から施行する。

(別表1)

	取組基本項目	参考取組例
リデュース・ リユースの促進	容器包装の削減	包装の簡素化、詰め替え商品の販売、商品の量り売り、バラ売りなど
	マイバッグの持参促進	レジ袋有料化・ポイント制、買い物かごのレンタルなど
	規格外製品の販売	消費期限の近い商品、規格外品等の割引販売など
	修理サービスの提供	靴、靴、家電製品等の修理など
	食品ロスの削減	年齢や要望に応じたメニューの提供、ハーフサイズや小盛りメニューの設定など
	マイはし・マイボトル・マイカップ等の持参促進	マイボトルやマイカップへの飲料提供、ポイント制、優遇サービスの提供など
	使い捨て製品の使用自粛	宿泊者への歯ブラシ、石鹸(せっけん)、シャンプー等のアメニティグッズ持参呼びかけ、消耗品・備品の過度な交換を控えるなど
リサイクル の促進	資源物の回収促進	トレイ、牛乳パック、ペットボトル、電池、廃食用油、家電義務外品※等の回収など
	リサイクル商品の販売	リサイクル製品・エコマーク商品等の販売コーナーの設置、静岡県リサイクル認定製品の販売など
	店舗から発生する廃棄物の分別リサイクル	生ごみの減量・飼肥料化、ダンボール等古紙のリサイクルなど
その他環境配慮への取組	地産地消の促進	地場産品や旬の食材の販売、それらを使った料理の提供など
	3Rへの支援	ガレージセールへの場所の提供、フリーマーケットの企画など
	環境教育の普及	社会科見学の受入れ、出前講座の実施、消費者及び従業員への3R情報の提供など
	生活環境の保全活動	地域の環境美化活動、節水など
	省エネの推進	省エネルギー(電気、燃料等の節約)の実施、環境緑化、新エネルギー(太陽光発電等)の導入など
	環境配慮型製品の使用	包装紙や広告チラシに再生紙を使用するなど
その他	創意工夫による様々な取組、環境マネジメントシステムへの取組、グリーンキー等各種認証取得ほか	

※ 家電義務外品:

家電リサイクル法に基づく対象家電で、小売業者に引取義務が課せられていない廃家電のこと。